

議 案

平成29年7月20日

千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会

議案第 1 号

狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第 2 次千葉県第二種特定
鳥獣管理計画（イノシシ）の改定について

法第 1 4 条第 3 項の規定による捕獲禁止の一部緩和

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の改定について

1 内 容

参考資料1「狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和について」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項

3 期 間

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の改定日から平成34年3月31日まで

4 理 由

くくりわなの輪の直径が12cmを超えるものの使用が禁止（鳥獣保護管理法施行規則第10条第3項第9号及び第10号）されているが、イノシシによる農作物等への被害が深刻化しており、さらに捕獲を促進する必要があることから、第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）を参考資料2のとおり改定し、狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和を行うこととしたい。